

## 千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、市内での文化芸術の鑑賞の機会が減少している状況を鑑み、独自のアイデアやノウハウのある団体が感染症拡大防止策を講じた質の高い文化芸術鑑賞事業（以下「鑑賞事業」という。）を実施することについて、予算の範囲内で、事業費に対して補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付については、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 この要綱による補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次条に規定する補助対象事業を行い、次の各号の全てに該当する団体とする。

(1) 法人その他の団体であること（法人でない団体にあつては、自ら事業を企画し、及び遂行する能力があるとともに、会則、規約等及び役員又は会員名簿を有しており、事業を実施するにあたって明確な会計経理がなされる団体に限る。）

(2) 過去3年以内（募集要項を公表した日から3年前）に屋外で不特定多数の観客を動員する有料の鑑賞事業を主催し、収入を得た実績があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象団体に該当しないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者

(2) 代表者又は役員が暴力団員である者

(3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者

(5) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む。）を完納していない者

(6) 千葉市内に本店又は営業所等を有するもので、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者

(7) 法人税等並びに消費税及び地方消費税を完納していない者

(8) 宗教活動又は政治活動を目的とする者

(9) 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める者

(10) 国又は地方公共団体が基本金その他これに準じるものを出資している者

(11) 本市から運営等に係る経費の補助や助成、委託を受けている者（指定管理者を含む。）

3 前2項各号に加え、市長は第5条に定める対象事業の募集の際に要件を付加することができるものとする。

(補助対象事業)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる鑑賞事業は、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

(1) 別に定める期日までに完了する事業であること。

(2) 市内かつ屋外で実施される、不特定多数の観客を動員する有料の鑑賞事業であること。

(3) 観客に販売するチケット総数のうち1割以上を千葉市民優待枠とし、その料金を半額（以下「優待料金」という。）とすること。

(4) 鑑賞事業は文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条から第12条までの規定に列挙された分野のいずれかを内容とすること。

(5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための国等及び各業界等が発する最新の方針やガイドラ

イン等を遵守して行われること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象事業としない。

- (1) 国や地方公共団体から補助や助成、共催、委託等を受けているもの
- (2) 特定の企業等の宣伝広報、政治活動又は宗教活動を目的としているもの
- (3) 誹謗中傷、差別・暴力的内容、法令違反を伴う等、公序良俗に反するもの
- (4) その他市長が適当でないとするもの

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助率、補助上限額等は、別表のとおりとする。

(補助事業の募集)

第5条 市長は、募集期間を別に定め、対象事業の募集を行うものとする。

(交付の申請)

第6条 補助対象団体が補助を申請しようとするときは、前条で定める募集期間内に、千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業 事業計画書(様式第1号の2)
- (2) 千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業 収支予算書(様式第1号の3)
- (3) 誓約書(様式第2号)
- (4) 定款・規則等
- (5) 役員・会員名簿
- (6) 登記事項証明書(当補助事業に対する交付申請日から3か月以内のもの。法人のみ。)
- (7) 直近1期分の決算書類(法人は貸借対照表と損益計算書(活動報告書)、任意団体にあつては活動実績がわかるもの)
- (8) 過去3年以内に実績のある主催した屋外での有料の事業の実施内容(事業内容、開催場所、動員人数、事業の収支)がわかるもの
- (9) その他市長が必要とするもの

2 前条で定めた募集期間以外の交付の申請は、無効とする。

(補助の決定等)

第7条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があつたときは、必要に応じて有識者に意見を求めた上で、審査を行うものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、補助金の交付の決定をしたときは、規則第6条に基づき、速やかに千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の審査の結果、補助金の交付の決定をしないときには、規則第4条第3項に基づき、速やかに千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助決定事業」という。)の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、補助対象経費の5分の1以内の変更等軽微な変更はこの限りでない。
- (2) 補助決定事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助決定事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助決定事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助を申請した者又は補助を受けた者は、市長が補助決定事業に関し報告を求めた場合、又はその職員をして補助に係る帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合はこれに応じること。

- (5) 法令、規則、この要綱、誓約書を遵守すること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための国等及び各業界等が発する最新の方針やガイドライン等を遵守して行うこと。
- (7) 第10条第2項に基づき、市長から改善を求められた場合に、その求められた措置に従うこと。
- (8) 開催を予定している会場等の使用許可を得ること。
- (9) その他市長が必要と認める事項

#### (変更等の承認申請)

- 第9条 第7条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助決定事業者」という。)は、前条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときには、速やかに当該申請の内容を審査し、補助決定事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更(中止又は廃止)について承認の可否を決定し、千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業変更(中止・廃止)承認・不承認通知書(様式第6号)により通知するものとする。

#### (状況報告)

- 第10条 規則第10条の規定により、市長が必要と認めたときは、補助決定事業者は、補助決定事業の遂行の状況に関し、千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業状況報告書(様式第7号)に、その他市長が必要と認めるものを添えて、市長に報告するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて有識者の意見を求めた上で、補助決定事業者に対し相当の期限を定めてその改善を求めることができる。
  - 3 市長は、補助決定事業者が前項の規定により求められた措置をとらないときには、第7条第2項の補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
  - 4 市長は、前項の規定による取消しをしたときには、規則第17条の規定により、千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により通知するものとする。

#### (実績報告)

- 第11条 補助決定事業者は、規則第12条の規定により、補助決定事業の完了を報告するときは、補助決定事業の終了後30日以内に、千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業実績報告書(様式第9号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。
- (1) 千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業 収支決算書(様式第9号の2)
  - (2) 千葉市民優待枠チケット購入者リスト(様式第9号の3)
  - (3) 当日の実施状況がわかる写真
  - (4) 収入の内訳がわかる書類
  - (5) 支出がわかる領収書、請求書、契約書など、支払いの事実(相手先と支払内容と金額を含めて)確認できる書類
  - (6) その他市長が必要と認めるもの

#### (補助額の確定)

- 第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、規則第13条の規定により、交付すべき補助金の額を確定する。
- 2 市長は、前項の規定により、交付すべき補助金の額を確定したときには、千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業補助金額確定通知書(様式第10号)により通知するものとする。

#### (補助金の交付)

- 第13条 補助決定事業者は、規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業補助金交付請求書(様式第11号)に、千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業補助金額確定通知書(写し)、その他市長が必要と認めるものを添付して、市長に提出するものとする。

- 2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業補助金事前交付請求書（様式第12号）に、千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業補助金交付決定通知書（写し）、その他市長が必要と認めるものを添付して、市長に提出するものとする。
- 3 前項の規定により事前に交付請求できる額の上限は、補助決定額のうち、別表の補助金の額（2）における額の2分の1とする。なお、事前交付は1回に限るものとする。
- 4 市長は、第2項及び第3項の規定により請求を受けたときは、当該補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第14条 市長は、規則第17条の規定により、補助決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の他の用途への使用をし、その他補助決定事業に関して、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づく市長の処分違反したとき。
- (3) 規則第4条の2各号のいずれかに該当することが判明したとき。

2 前項の規定は、補助決定事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、取り消しを決定した場合は、千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）を補助決定事業者に通知するものとする。

（返還命令）

第15条 市長は、第14条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、規則第18条の規定により、補助決定事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助決定事業者はその返還を請求するものとし、補助決定事業者はその請求に応じて返還するものとする。

2 市長は、補助決定事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 第1項及び第2項の規定による返還命令は、千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業補助金返還命令書（様式第13号）によるものとする。

（補則）

第16条 この要綱の施行に関して必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

別表

補助対象経費	音楽・文芸・美術費	演奏料、指揮料、ソリスト料、合唱料、ピアニスト料、楽器・楽譜借料、舞台監督料、出演料、監修料、演出料、作曲・編曲料、作詞料、脚本料、著作権使用料、調律料、振付料、舞台美術・衣装等デザイン料、上映費、翻訳料、美術作品賃料 等
	会場・舞台費	会場使用料（付帯設備含）、会場設営費・撤去費、音響・照明費、道具等運搬費、作品運搬費、衣装費、かつら・メイク費、大道具・小道具費、舞台スタッフ費、映写機材費、看板制作費、イベント保険料 等
	印刷費	ポスター・チラシ印刷費、プログラム印刷費、収録印刷費、チケット印刷費、入場整理券印刷費、台本印刷費

補助対象経費	謝金・人件費	会場整理・警備賃金、その他日当
	宣伝費	広告宣伝費、入場券等販売手数料
	記録費	録画費、録音費、写真費 (当該活動の成果として記録するものに限る)
	通信費	案内状送付料
	旅費	出演者の交通費及び宿泊料(必要最低限度のものに限る)
	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策費	消毒液、マスク、フェースシールド、ビニールカーテン等購入費
	その他	その他市長が適当であると判断した経費
補助対象外経費	(1) 自らが管理する会場施設の会場使用料 (2) 振込手数料 (3) 予備費、雑費等使途が曖昧な経費 (4) その他市長が適当でないとして判断した経費	
予算書・決算書に計上できない経費	(1) 団体の財産となり得るものの購入や制作経費 (2) 事務運営管理に関する経費(事務所人件費を含む) (3) 事業関係団体(主催者・共催者)の構成員や会員に支払う経常的経費(事務所経費、事務職員給与、事務用品購入費等) (4) 行政機関に支払う手数料 (5) 弁当類・飲料、レセプション・パーティ費、その他飲食経費 (6) 交際費・接待費 (7) コンクール入賞賞金・賞品、花束・記念品代等 (8) その他団体の自主財源により賄うべき経費	
収入	(1) 補助決定事業の実施に伴う収入(事業収入、協賛金、その他収入。 なお、本別表に記載のある補助金の額(1)は含むが、補助金の額(2)は含まない。) (2) 自己負担金(補助対象経費と補助対象外経費の合計の額から、補助決定事業の実施に伴う収入を差し引いた額)	
補助率	補助金額(1)：補助率は、千葉市民優待枠のチケット料金の額(優待料金)の10分の10以内(ただし、最大で2,000円まで) 補助金額(2)：補助率は、補助対象経費の2分の1以内	
補助金の額	補助金の額は、次の各号でそれぞれ算出した額を合算した額とする。なお、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。 (1) 千葉市民優待枠のチケット販売実績数に、優待料金(ただし最大で2,000円まで)を乗じた額。ただし、補助上限額200万円と上記の乗じた額のいずれか低い額。なお、本別表に記載のある自己負担金がマイナスとなる場合は、自己負担金が0円となるまでを上限とする。 (2) 本別表に記載のある補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、補助上限額200万円と本別表に記載のある自己負担金のいずれか低い額。	

## 千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業補助金交付申請書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所

団 体 名

代 表 者 名

(注) 法人の場合及び法人以外でも本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年度千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により次のとおり申請します。

設立(活動開始) 年月日(西暦)	年 月 日	ホームページ URL	
構成員数(会員数)	人( 月 日現在)		
連絡 担当者	役職 氏名	住所	〒 ー
	TEL・FAX		
	Email		
団体の趣旨・目的・ 活動内容等			
申請事業名			
補助金交付申請額		円	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"><li>千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業 事業計画書(様式第1号の2)</li><li>千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業 収支予算書(様式第1号の3)</li><li>誓約書(様式第2号)</li><li>定款・規則等</li><li>役員・会員名簿</li><li>登記事項証明書(当補助事業に対する申請日から3か月以内のもの。法人のみ。)</li><li>直近1期分の決算書類(法人の場合は貸借対照表や損益計算書(活動計算書)、任意団体にあつては活動実績がわかるもの)</li><li>過去3年間に実績のある主催した屋外での有料の事業の実施内容(事業内容、開催場所、動員人数、事業の収支)がわかるもの</li><li>その他市長が必要と認める書類</li></ul>		

(様式第1号の2)

## 千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業 事業計画書

1. 事業名 (※千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業補助金交付申請書に記載した名称)
2. 分野 (※該当する分野に○を記入)  音楽 / 演劇 / 舞踊 / 伝統芸能 / その他 ( )
3. 事業の概要
4. 想定する観客層 (例：20～30代向け、家族向け、小学生向け など)
5. 観客総動員数・チケット販売総数・チケット単価  ① 観客総動員見込数：                    人 (うち、市民動員見込数：                    人) ② チケット販売総数：                    枚 (うち、市民優待枠チケット：                    枚) ③ 通常チケット単価：前売券                    円、当日券                    円 市民優待枠チケット単価：前売券                    円、当日券                    円
6. 実施時期  ① 開催日： ② 開催時間：  ※振替日の設定がある場合は、下記も記入。 ① 開催日： ② 開催時間：
7. 実施場所 ※会場名は施設名まで記載すること。(例：〇〇〇公園内の△△野外ステージ)  会場名： 住所：千葉市                    区 ※会場の使用が可能かどうかを申請前に必ず施設管理者等に確認すること。
8. 事業実施により期待される市民への効果

(様式第1号の2)

9. 事業の詳細 (別紙で添付も可)

① 観客が観覧・鑑賞する内容

(実施予定のすべての演目名、上映作品名、演奏曲名、あらすじなど)

② 主な出演者名、スタッフ名 (例：舞台監督、総合ディレクターなど)



(様式第1号の2)

10. 運営組織図 (別紙で添付も可)

※主催者、事務局、後援・協力、企画運営、会場設営、警備担当、音響担当、当日の緊急連絡先など、事業を実施するにあたって、運営・協力体制を記載すること。

(様式第1号の2)

11. 会場設営図 (別紙で添付も可)

※ステージやスクリーン、観客席、パーテーション、テントなど、借用施設に常設されていない物を設置・設営される場合は、必ず反映すること。

(様式第1号の2)

12. 観客の導線や警備・誘導體制の配置 (別紙で添付も可)

※観客の導線や誘導・警備スタッフの配置を記載すること。

(様式第1号の2)

13. 新型コロナウイルス感染症拡大防止策 (別紙で添付も可)

【適用するガイドラインや指針、方針の名称】

上記のガイドライン等を踏まえて、スタッフや関係者・出演者・観客に対して実施する新型コロナウイルス感染症拡大防止策について、記載すること。

14. 近隣へ事業実施について理解を求める方法対策 (別紙で添付も可)

※事前のチラシ配布、事前説明会、音量測定などの騒音対策、問合せに対応する連絡先の設置、会場でのゴミ処理、違法駐車対策など、近隣住民の方の理解を得るために実施する対策を記載すること。

(様式第1号の2)

15. 当日までの全体スケジュール (別紙で添付も可)

※現地視察や施設管理者との協議、広報周知、チケット販売開始、機材設営、リハーサル、設営撤去など、準備から本番終了までの主なスケジュールを記載すること。

16. 広報方法 (別紙で添付も可)

※一般観客向・千葉市民向けに、どのような広報を行うかどうか (予定する広報媒体や広報の時期など) を記載すること。

(様式第1号の2)

17. 当日のタイムスケジュール (別紙で添付も可)

※機材搬入、会場設営、出演者入り、開場、演目開始、休憩、演目終了、閉場、機材撤収 など、鑑賞事業当日の主なスケジュールを記載すること。

(様式第1号の3)

## 千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業 収支予算書

	項目	金額 (円)	積算内訳 (円)	
収入	チケット販売収入・・・A			
	【内訳】	一般客購入分		
		市民購入分 (半額チケット)		
		分		
	協賛金・・・B			
	その他収入・・・C			
	【内訳】			
	補助申請額 (1)・・・D			
自己負担金				
収入合計				
支出	補助対象経費			
	【内訳】			
	小計			
	補助対象外経費			
	【内訳】			
小計				
支出合計				
※収入合計と支出合計は一致すること				
補助申請額 (1) ※補助上限額200万円				
千葉市民優待枠チケット販売予定枚数				
枚 ×	円 =		円	
	↑			
	割引額と同額			
	(ただし、最大2,000円まで)			
補助申請額合計 ( (1) + (2) )			千円	
※千円未満切り捨て				
	① 補助対象経費の2分の1		円	
	② 自己負担金		円	
	自己負担金 (支出合計 - (A+B+C+D))			
	③ 補助上限額: 200万円			
	補助申請額 (2)		円	
	↑①②③で一番低い額。ただし、マイナスになる場合は、0円と記入すること。			

## 誓約書

(あて先) 千葉市長

住所

団体名

代表者名

印

(注) 法人の場合及び法人以外でも本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業補助金交付要綱(以下、「要綱」という。)にかかる申請を行うにあたり、下記のいずれにも該当しないことを申し立ていたします。

千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業補助金交付申請書及び会員名簿等に記載されている情報を暴力団排除のため、必要に応じ、関係する官公庁へ照会する場合があることに同意します。

- (1) 千葉市暴力団排除条例(平成24年千葉市条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等
- (3) 暴排条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)がその事業活動を支配する者
- (5) 代表者又は役員が暴力団員である者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者
- (8) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む。)を完納していない者
- (9) 千葉市内に本店又は営業所等を有するもので、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
- (10) 法人税等並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
- (11) 宗教活動または政治活動を目的とする者
- (12) 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める者
- (13) 国・地方公共団体が基本金その他これに準じるものを出資している者
- (14) 本市から運営等に係る経費の補助や助成、委託を受けている者(指定管理者を含む。)



住 所  
団 体 名  
代表者名 様

### 千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付申請のあった千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業について、次のとおり決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

事 業 名	
補助金交付決定額	円 <内訳> 1 要綱別表「補助金の額(1)」 円 2 要綱別表「補助金の額(2)」 円
補助金交付予定時期	年 月 日
交 付 条 件	(1) 補助決定事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、補助対象経費の5分の1以内の変更等軽微な変更はこの限りでない。 (2) 補助決定事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 (3) 補助決定事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助決定事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。 (4) 補助を申請した者又は補助を受けた者は、市長が補助決定事業に関し報告を求めた場合、又はその職員をして補助に係る帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合はこれに応じること。 (5) 法令、規則、要綱、誓約書を遵守すること。 (6) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための国等及び各業界等が発する最新の方針やガイドライン等を遵守して行うこと。 (7) 要綱第10条第2項に基づき、市長から改善を求められた場合に、その求められた措置に従うこと。 (8) 開催を予定している会場等の使用許可を得ること。 (9) その他市長が必要と認める事項

#### 審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(様式第4号)

千葉市指令市文第 号

住 所  
団 体 名  
代表者名 様

## 千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付申請のあった千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業補助金について、不交付を決定としたので、千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

(不交付の理由)

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(様式第5号)

年 月 日

## 千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名  
(注) 法人の場合及び法人以外でも本人（代表者）が  
手書きしない場合は、記名押印してください。  
連絡先 電話番号  
電子メールアドレス @

年 月 日付千葉市指令市文第 号により補助金の交付の決定を受けた  
下記事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉市文化芸術鑑賞イベント支援  
事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

事 業 名		
事 業 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更（中止・廃止）の理由		
変 更（中止・廃止）予定年月日		
添 付 書 類		変 更（中止・廃止）に伴う関係書類等

住 所  
団 体 名  
代表者名 様

## 千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業変更（中止・廃止）承認・不承認通知書

年 月 日付申請のあった千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業変更（中止・廃止）承認申請について、千葉市文化芸術鑑賞イベント支援補助金交付要綱第9条第2項の規定により次のとおり通知します。

年 月 日

千葉市長 印

### 1 事業名

### 2 申請事項について

承認

不承認

(理由： )

### 3 その他

#### 審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(様式第7号)

年 月 日

## 千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業状況報告書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所

団 体 名

代 表 者 名

(注) 法人の場合及び法人以外でも本人(代表者)が  
手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先 電 話 番 号

電子メールアドレス @

年 月 日付千葉市指令市文第 号により補助金の交付の決定のあった千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業の 年 月 日現在の執行状況について、千葉市補助金等交付規則第10条の規定により、次のとおり報告します。

事 業 名	
補助決定事業の 経過及び内容	
添 付 書 類	その他市長が必要と認めるもの

住 所  
団 体 名  
代表者名 様

### 千葉県文化芸術鑑賞イベント支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付千葉県指令市文第 号により通知した千葉県文化芸術鑑賞イベント支援事業補助金の交付の決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉県補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

事 業 名	
補助金の交付決定額	円 <内訳> 1 要綱別表「補助金の額（1）」 円 2 要綱別表「補助金の額（2）」 円
取 消 額	円 <内訳> 1 要綱別表「補助金の額（1）」 円 2 要綱別表「補助金の額（2）」 円
取消後の交付決定額	円 <内訳> 1 要綱別表「補助金の額（1）」 円 2 要綱別表「補助金の額（2）」 円
取 消 の 理 由	

#### 審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

## 千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業実績報告書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名

(注) 法人の場合及び法人以外でも本人(代表者)が  
手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先 電話番号

電子メールアドレス @

年 月 日付千葉市指令市文第 号により補助金の交付の決定のあった事業が終了しましたので、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

事業名				
開催日時				
開催場所				
来場者数	人(うち、市民来場者数 人)			
販売チケット 実績数	全体	販売総数	販売総額	左記積算
		前売券 枚	前売券 円	
		当日券 枚	当日券 円	
	合計 枚	合計 円		
	上記のうち 市民優待枠	販売総数	販売総額	左記積算
		前売券 枚	前売券 円	
当日券 枚		当日券 円		
合計 枚	合計 円			
実施内容				

<p>事業実施による 市民に与えた効果</p>	
<p>当該補助金の活用 による効果</p>	
<p>添付資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業 収支決算書（様式第9号の2）</li> <li>・ 千葉市民優待枠チケット購入者リスト（様式第9号の3）</li> <li>・ 当日の実施状況がわかる写真</li> <li>・ 収入の内訳がわかる書類</li> <li>・ 支出がわかる領収書、請求書、契約書など、支払いの事実（相手先と支払内容と金額を含めて）確認できる書類</li> <li>・ その他市長が必要と認めるもの</li> </ul>

※欄に記載しきれない場合は、別紙をご利用ください。（A4判縦、形式自由）



(様式第9号の2)

## 千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業 収支決算書

項目		金額 (円)	積算内訳 (円)	
収入	チケット販売収入・・・A			
	【内訳】	一般客購入分		
		市民購入分 (半額チケット) 分		
	協賛金・・・B			
	その他収入・・・C			
	【内訳】			
	補助申請額 (1)・・・D			
	自己負担金			
収入合計				
支出	補助対象経費			
	【内訳】			
	小計			
	補助対象外経費			
	【内訳】			
小計				
支出合計				
※収入合計と支出合計は一致すること				
補助申請額 (1) ※補助上限額200万円				
千葉市民優待枠チケット販売実績枚数				
枚 ×	円 =		円	
↑				
割引額と同額				
(ただし、最大2,000円まで)				
補助申請額合計 ( (1) + (2) )			千円	
※千円未満切り捨て				

① 補助対象経費の2分の1	円
② 自己負担金	円
自己負担金 (支出合計 - (A+B+C+D))	
③ 補助上限額: 200万円	
補助申請額 (2)	円

↑①②③で一番低い額。ただし、マイナスになる場合は、0円と記入すること。

(様式第9号の3)

## 千葉市民優待枠チケット購入者リスト

No.	氏名	住所

・ 区別購入者数

合計	人
【区別内訳】	
中央区	人
花見川区	人
稲毛区	人
若葉区	人
緑区	人
美浜区	人

住 所  
団 体 名  
代表者名 様

## 千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業実績報告書により、下記のとおり  
確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

事 業 名	
補助金の交付決定額	円
補助事業の経費精算額	円
補助金の確定額	円

### 審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(様式第11号)

年 月 日

## 千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業補助金交付請求書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所

団 体 名

代 表 者 名

(注) 法人の場合及び法人以外でも本人(代表者)が  
手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先 電 話 番 号

電子メールアドレス

@

年 月 日付千葉市達市文第 号千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業補助金  
額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第16条第1項の規  
定により、次のとおり請求します。

事 業 名	
補 助 金 の 確 定 額	円
補 助 金 の 既 交 付 額	年 月 日交付 円
補 助 金 の 交 付 請 求 額	円
添 付 書 類	・千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業補助金額確定通知書の写し ・その他市長が必要と認めるもの

## 千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業補助金事前交付請求書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所

団 体 名

代 表 者 名

(注) 法人の場合及び法人以外でも本人(代表者)が  
手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先 電 話 番 号

電子メールアドレス @

年 月 日付千葉市指令市文第 号により交付決定のあった千葉市文化芸術鑑賞  
イベント支援事業補助金の事前交付を次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交付規則第16条第  
2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり請求します。

事 業 名	
補助金交付決定額のうち、 要綱別表「補助金の額 (2)」の額	円
事前交付請求額	円
添 付 書 類	・千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業補助金交付決定通知書の写し ・その他市長が必要と認めるもの

住 所  
団 体 名  
代表者名 様

### 千葉県文化芸術鑑賞イベント支援事業補助金返還命令書

年 月 日付千葉県指令市文第 号により交付決定のあった千葉県文化芸術鑑賞イベント支援事業補助金について、千葉県補助金等交付規則第18条第 項の規定により次のとおり返還を命じます。

年 月 日

千葉県長 印

事 業 名	
補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
補助金の交付確定額	円
返 還 す べ き 金 額	円
返 還 を 命 ず る 理 由	
返 還 方 法	

#### 審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。